



第 2 次南丹市農業振興計画



令和 7 年 3 月

南丹市 農林商工部 農業推進課



目 次

第2次南丹市農業振興計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画期間	1
本市の農業を取り巻く現状	2
1. 本市の農業を取り巻く現状	2
2. 本市の農業の課題	9
農業振興の目標	11
1. 本市における「農業」の位置付けと基本目標	11
2. 重視すべき事項	12
目標を実現させるための基本方針と方策	14
基本方針① 「持続的・安定的な農業経営の確立」	14
基本方針② 「農地保全と土地改良施設の適正管理」	16
基本方針③ 「実需者ニーズに応える産地力の強化」	17
基本方針④ 「農業振興のためのネットワーク強化」	19
参考	20
主な事業や制度（令和6年度時点）	20





第2次南丹市農業振興計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的

本市では、農業振興に係る各種事業を推進するため、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」や「南丹市農業振興地域整備計画」に加え、南丹市の農業の目指すべき姿とその方策を示す「南丹市農業振興計画」を令和2年3月に策定し、農業振興を進めてきました。

その間、新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアによるウクライナ侵攻等による飼料、肥料、燃油等の農業資材の国際価格高騰や、円安の進行もあいまって、農業経営や畜産経営に大きな影響を及ぼしています。

また、農業従事者の高齢化や人口減少、グローバル化などは益々進展し、そのスピードも加速しており、これらの変化に迅速に対応していく必要があります。

本市は府内で3番目に広い経営耕地面積（1,731ha）を有しており、今後もその恵まれた優位性を最大限に生かして農業振興を図る必要があるため、南丹市の農業の目指すべき姿とその方策を示す「第2次南丹市農業振興計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、第2次南丹市総合振興計画と整合を図りながら、農業の振興を図る具体的な計画として位置付けるものです。

3. 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。



本市の農業を取り巻く現状

1. 本市の農業を取り巻く現状

(1) 本市農業の特性

①位置

本市は、京都府のほぼ中央に位置し、北は福井県と滋賀県、南は兵庫県と大阪府、西は綾部市と京丹波町、東は京都市と亀岡市に隣接する面積 616.40 k m²のまちです。

地勢は、緑豊かな自然に恵まれた地域で、大半を丹波山地が占め、北部を由良川が、中・南部を淀川水系の桂川（大堰川）が流れ、その間にいくつかの山間盆地があり、南部は亀岡盆地につながっています。

年平均気温は、13 度前後で、山陰内陸性気候となっています。

道路基盤は、北部に国道 162 号線、南部に国道 9 号線、国道 477 号線、国道 372 号線、京都縦貫自動車道が通り、鉄道は南東から北西にかけて JR 山陰本線が通っており、京都市などへの通勤圏にあります。

②人口

人口は 29,701 人（合併時：36,338 人）、65 歳以上の高齢化率は 36.4%で、人口減少と高齢化が顕著になっています。高齢化は合併時から加速度的に進み、特に八木・日吉・美山地域では高齢化率が 40%を超え、一層深刻な状況です。

◆人口の状況

		南丹市	園部	八木	日吉	美山
人口 (人)	H18 年	36,338	16,404	8,727	6,046	5,161
	R2 年	31,475	15,884	7,208	4,739	3,684
	R6 年	29,701	15,428	6,678	4,287	3,308
65 歳以上 高齢化率	H18 年	27.5 %	23.0 %	28.5 %	30.6 %	36.3 %
	R2 年	35.4 %	28.6 %	40.2 %	41.7 %	47.1 %
	R6 年	36.4 %	29.4 %	41.4 %	44.6 %	48.5 %

【市民環境課 人口集計（日本人+外国人） H18.4.30 時点、R2.2.3 時点、
R6.9.1 時点】

③農家

本市の総農家数は、2020 年の農林業センサスによると 2,420 戸で、5 年前に比べて 384 戸の減少（▲13.7%）となっています。内訳は販売農家 1,535 戸、自給的農家 885 戸となっており、それぞれ 18.5%、3.9%減少しています。



◆農家数の推移

区分	2005 年 センサス (戸)	2010 年センサス		2015 年センサス		
		(戸)	増減率 (%)	(戸)	増減率 (%)	
					対前々回	対前回
総農家数	3,496	3,216	▲8.0	2,804	▲19.8	▲12.8
販売農家	2,522	2,244	▲11.0	1,883	▲25.3	▲16.1
専業農家	438	436	▲0.5	522	19.2	19.7
第1種 兼業農家	239	156	▲34.7	112	▲53.1	▲28.2
第2種 兼業農家	1,845	1,652	▲10.5	1,249	▲32.3	▲24.4
自給的農家	974	972	▲0.2	921	▲5.4	▲5.2
2020 年センサス						
区分	(戸)	増減率 (%)				
		対前々々回	対前々回	対前回		
総農家数	2,420	▲30.8	▲24.7	▲13.7		
販売農家	1,535	▲39.1	▲31.6	▲18.5		
専業農家						
第1種 兼業農家						
第2種 兼業農家						
自給的農家	885	▲9.1	▲8.9	▲3.9		

【出典：農林業センサス】

年齢階層別の基幹的農業従事者数（仕事が主で、主に自営農業に従事した世帯員数）は 1,448 人で、農業経営体（個人経営体）の世帯員平均年齢は 72.5 歳、65 歳以上が 1,218 人と全体の 84.1%を占めており、高齢化が深刻化しています。

また、後継者については 5 年以内に農業を引き継ぐ後継者を確保しているが 451 戸で 28.2%、5 年以内に農業経営を引き継がないが 83 戸で 5.1%、確保していないが 1,066 戸で 66.7%となっています。



◆農家の状況（販売農家）

年齢別の農業就業人口

（単位：人）

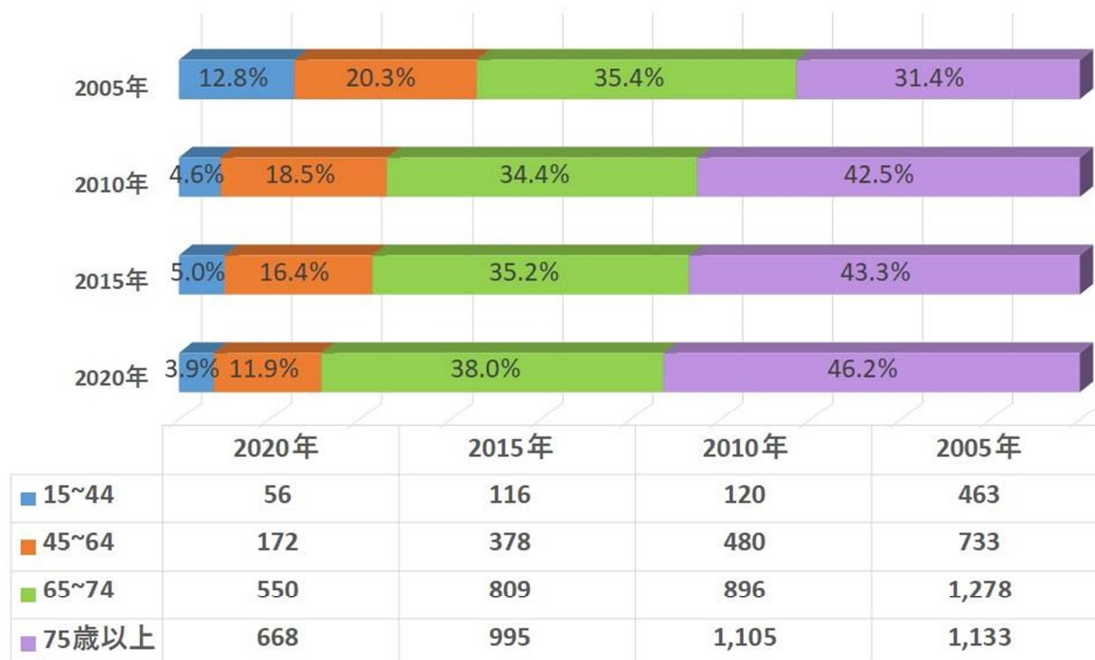
調査年	15～ 19 歳	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳
2005 年	163	108	31	40	50	71	66
2010 年	30	23	9	17	20	21	35
2015 年	18	18	10	17	28	25	29
2020 年	0	1	8	11	16	20	26

50～ 54 歳	55～ 59 歳	60～ 64 歳	65～ 69 歳	70～ 74 歳	75～ 79 歳	80～ 84 歳	85 歳 以上	計
121	216	330	549	729	1,133			3,607
34	131	280	391	505	527	434	144	2,601
38	66	245	392	417	431	350	214	2,298
29	32	85	226	324	268	222	178	1,446

【出典：農林業センサス】

※2020 年は「年齢階層別の基幹的農業従事者数（仕事が主で、主に自営農業に従事した世帯員数）」の値とした。

南丹市の年齢階層別人口の推移



【出典：農林業センサス】



◆平均年齢

2020 年調査	基幹的農業従事者の平均年齢
南丹市	72.5 歳
京都府	70.2 歳

【出典：農林業センサス】

◆南丹市の平均年齢の推移

調査年	平均年齢
2005 年	65.3 歳
2010 年	70.4 歳
2015 年	70.8 歳
2020 年	72.5 歳

【出典：農林業センサス】

◆5年以内の後継者の確保状況

2020 年調査	農家数	確保している	5年以内に引き継がない	確保していない
南丹市	1,600 戸	451 戸	83 戸	1,066 戸
京都府	14,181 戸	3,615 戸	650 戸	9,916 戸

【出典：農林業センサス】

認定農業者は現在 122 経営体あり、新たな認定農業者や認定新規就農者も育成されつつあるが、伸び悩みがある状況となっています。

また、集落営農型農業法人は経営農地の拡大が進んでいるが、高齢化と後継者不足の課題が残されています。

◆認定農業者数

年度	認定農業者	認定新規就農者	計
令和2年度	104 経営体	28 経営体	132 経営体
令和3年度	110 経営体	26 経営体	136 経営体
令和4年度	118 経営体	25 経営体	143 経営体
令和5年度	121 経営体	16 経営体	137 経営体
令和6年度	122 経営体	13 経営体	135 経営体

【農業推進課 R6.9.1 時点】





④農地

本市の水田面積（水張面積）は約 2,183ha で、水稻作（67%）が最も多く、その他の土地利用型作物では小麦や豆類など（9%）が栽培され、ブランド京野菜（みず菜、壬生菜、九条ネギ、伏見とうがらし、紫ずきん、新丹波黒大豆、京都大納言小豆）なども盛んに生産されており、良食味米やブランド京野菜の優良な産地として確立しつつあります。

1 経営体当たりの経営耕地面積は 108.9a となっていますが、担い手農家の経営農地拡大と経営体の減少により 1 経営体当たりの経営耕地面積が拡大したもので、多くの農業者が 100a 未満と小規模です。美山町や日吉町などの中山間地域の急勾配で小規模区画などの条件不利地においては、不耕作地が増加しつつあります。また、山と農地が近いことから、シカやイノシシなどの鳥獣被害による生産意欲の減退につながってきています。

◆農地の状況

経営耕地のある経営体数と経営耕地面積

2020 年 調査	農家数 戸	面積 ha
南丹市	1,600	1,731
京都府	14,064	18,440

【出典：農林業センサス】

④農業生産構造

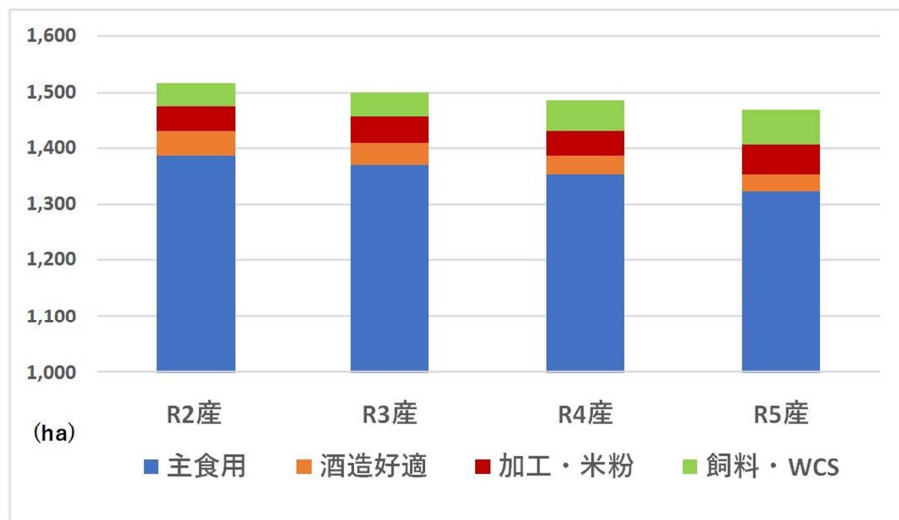
農業産出額は約 44 億円（令和 3 年）で、このうち水稻が 37%、畜産が 32% で、それ以外では京阪神地域に近接し京都府内である立地条件を活かした都市近郊型産地としてみず菜や壬生菜、九条ネギ、伏見とうがらし、紫ずきん、新丹波黒大豆、京都大納言小豆などブランド京野菜などの生産が行われています。

また、水稻については、地形や地質、気象条件などに合った品種選定や、特別栽培米や酒造好適米の生産が行われていますが、WCS 用稲や加工用米、飼料用米、米粉用米など新たな取り組みも拡大しています。

土地利用型作物の小麦や白大豆、小豆、黒大豆については、品質と量の確保を行い、集落営農組織等を中心に、機械化による団地化・省力化の取り組みが進められています。



◆米の作付状況 【出典：営農計画書】



◆水稻作付状況 【出典：営農計画書】

単位：ha

		主食用	酒造好適	加工・米粉	飼料・WCS	計
令和5年産	園部町	540.98	5.03	20.59	3.43	570.03
	八木町	436.63	3.32	20.56	34.11	494.62
	日吉町	159.42	1.16	3.29	3.14	167.01
	美山町	184.71	21.72	6.54	23.66	236.63
	南丹市	1,321.74	31.23	50.98	64.34	1,468.29
令和4年産	園部町	546.88	3.02	19.28	2.92	572.10
	八木町	451.11	3.22	15.53	31.06	500.92
	日吉町	164.41	2.17	3.20	1.22	171.00
	美山町	190.68	23.95	5.98	20.92	241.53
	南丹市	1,353.08	32.36	43.99	56.12	1,485.55
令和3年産	園部町	550.36	4.33	20.49	2.15	577.33
	八木町	456.00	2.92	14.27	30.75	503.94
	日吉町	169.01	1.72	3.11	0	173.84
	美山町	194.67	29.89	9.59	10.19	244.34
	南丹市	1,370.04	38.86	47.46	43.09	1,499.45
令和2年産	園部町	552.62	4.31	21.23	2.00	580.16
	八木町	464.01	4.09	13.34	29.56	511.00
	日吉町	174.01	1.72	3.20	0	178.93
	美山町	193.53	32.87	9.60	8.97	244.97
	南丹市	1,384.17	42.99	47.37	40.53	1,515.06

※新市場開拓用米は「加工・米粉」に、含んでいます。



◆作物振興及び農地利用の方向性

単位：ha

作物名	平成5年度 (作付実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主食用米 (酒造好適米含)	1,321.80	1,315.00	1,305.00	1,300.00
小麦	43.40	44.00	44.50	45.00
黒大豆	33.80	34.00	35.00	36.00
白大豆	57.50	58.00	59.00	60.00
小豆	43.40	44.00	45.00	46.00
そば	17.00	18.00	19.00	20.00
新規需要米(米粉用米・飼料 用米・WCS用稲)	73.40	77.00	80.00	83.00
加工用米 (京の輝き含む)	42.10	43.00	44.00	45.00
みず菜	5.30	5.50	5.80	6.00
壬生菜	2.40	2.60	2.80	3.00
春菊	3.60	3.70	3.80	4.00
紫ずきん・京夏ずきん	4.10	5.00	6.00	7.00
とうがらし	6.10	6.50	7.00	8.00
九条ネギ	19.70	21.00	22.00	23.00
小菊	0.50	0.60	0.80	1.00
果樹	4.00	4.50	4.50	5.00

【出典：令和6年度南丹市産地経営構造改革方針】

(2) 本市における農業政策関連計画の取り組み

南丹市では、平成30年3月に策定した第2次南丹市総合振興計画に基づき、①地域の暮らし・環境を支える基盤整備と農地の保全、②南丹市の特色を生かした農業の振興、③有害鳥獣などへの対策を実施しています。

その上で南丹市の農業の目指すべき姿とその方策を示す「南丹市農業振興計画」を令和2年3月に策定し、南丹市の農業を振興する基本的な計画と位置づけ農業振興を進めてきました。

また、平成26年10月には、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、効率的かつ安定的な農業経営を育成するための方針や目標を示した「南丹市農業経営基盤強化基本構想」を改訂しているほか、南丹市産地経営構造改革方針を毎年度見直し、本市の作物振興や担い手育成のための方向付けを行っています。





2. 本市の農業の課題

(1) 農家や担い手の減少

農業者の高齢化や人口減少により、農家戸数の減少に歯止めが掛りません。前述したように、農林業センサスによると 2015 年の農家戸数 2,804 戸から 2020 年の農家戸数 2,420 戸へと、5 年間で 384 戸が減少しました。また、後継者のいない農業経営体は 1,066 戸と、農業経営体（1,600 戸）の 66.7%を占めている状況です。

本市においては、家族農業を行っている多くの小規模農家と、経営規模を拡大した担い手農家や集落営農組織、農業生産法人などによって農業が営まれています。

地域農業の守り手となる小規模農家の営農継続は非常に重要ですが、地域によっては担い手農家や集落営農組織などへの農地集積が進まないということや、そもそも地域に担い手となる農家がないという課題もあります。

農業の担い手確保や農地中間管理事業などを活用し、担い手への農地集積や法人化などによる農作業の合理化を進めるとともに、地域の農地を将来誰がどのように守っていくのかを検討し、地域計画を策定したうえで地域農業が継続できる方策を考えていく必要があります。

(2) 生産費の拡大

コロナ禍や中国の肥料原料輸出制限、ウクライナ侵攻による輸出の停滞、代替国に肥料需要が集中したことにより、肥料価格が高騰しました。また、燃料価格においてもコロナ禍による不透明な経済状況の影響により不安定な動きで推移し、ウクライナ侵攻による世界的なエネルギー需要のひっ迫を背景に、価格は上昇しています。

昨今の社会情勢の影響から、肥料価格や農薬、農業資材、農業機械などの価格は高騰し、農業生産に係る生産費は拡大し続けています。

農業経営の健全化のためには、肥料や農薬を低減した農業生産を進めるなど生産コストの低減が喫緊の課題となっています。

(3) 農地・水路・農道などの管理体制の脆弱化

古くからほ場整備事業が開始され、完了してから 30 年以上経過している地区も多く、農地・水路・農道・ため池などの土地改良施設の老朽化が進んでいます。また、土地改良施設の共同管理を行う農業者の減少や高齢化が進み、適切な地域資源の保安全管理が困難になってきています。このため、施設の劣化が進み、農業者の手に負えない修繕工事が必要となるなどの悪循環が発生しています。

一方で、多面的機能支払交付金を活用し非農家を含めた管理体制を整え、施設の保安全管理を実施していますが、全ての地域で十分な対応ができているという状況ではないため、隣接する集落との連携や地域外の非農家などの力を借りるなど体制強化を図る必要があります。





（４）鳥獣被害の拡大

本市では水稻の被害が最も多く、令和５年度で全農作物被害額の５９％、約２１,０００千円を占めています。市内の多くの地域で鳥獣被害が発生しており、営農意欲の低下に繋がっています。中でもニホンジカやイノシシによる被害が多く、農業者の高齢化に相まって、耕作放棄地が増える原因となっています。

また、近年はツキノワグマの出没が頻発化しており、特に山間地は、農地の維持だけでなく、住民生活さえも脅かされる可能性があるため、大型獣類への捕獲圧を高めるなど鳥獣被害対策の強化が必要です。





農業振興の目標

1. 本市における「農業」の位置付けと基本目標

本市の農業は、地域の基幹産業として古くから続いており、良質な京都丹波米の生産地になっているとともに、中山間地域でありながら都市近郊という立地条件を生かして施設野菜などを中心とした施設園芸作物が生産されており、新鮮で質の高い農産物を供給する産地となっています。また、酪農や肉用牛経営、養豚、養鶏などの畜産業も盛んで、豊かな自然環境の中で良質な畜産物の生産が行われています。

しかしながら、前述のとおり農家戸数は減少し、地域を支える力が不足してきています。農村の維持発展のためには、新規就農者や移住者を積極的に受け入れ、農業・農村に関係する人材の確保が重要と言えます。

また、農地は防災や自然環境の保全、良好な景観の形成など、市民生活に潤いを与える多面的な機能も有しており、食料の供給という本来の機能とともに、これらの多面的機能が十分発揮されるよう、農地の保全を図っていく必要があります。

これらのことから、本市が持つ歴史的、気候的、地理的な特性を十分に生かしつつ、農業者だけでなく、市民も一体となって、潤いと活力を与える地域農業を確立していくために、第2次南丹市農業振興計画の基本目標は、引き続き以下のように設定します。

基本目標

【 美しい田園風景が広がり

農業者と市民の笑顔があふれるまち 】





2. 重視すべき事項

本市の農業振興を進めるにあたって重視すべき事項を以下に整理します。

(1) 農を支える多様な人材の育成

農業従事者の減少や高齢化が進むなか、小規模な農家が多い本市の現状を鑑み、小規模農家が継続して農業に取り組める仕組みづくりを進めるとともに、担い手の規模拡大や新規就農者、半農半X、移住・定住者の農業体験からの営農などの多様な人材の育成を図ることが必要であり、そのためには、移住者との情報共有や営農技術の習得を支援する仕組みも重要となります。

また、農業を産業として振興・発展させていくためには、経営感覚に優れた意欲ある農業者を育成することが必要で、将来的にはその人材が地域の主体として農地集積や法人化を目指して、農業・農村の守り手となってくれることが重要です。

地域においては、高齢化や人口減少の進行により農業生産活動のみならず、集落維持に必要な機能が弱体化しつつあります。農村の集落機能を補完する地域運営組織（農村 RMO）の形成についても、地域にの实情に応じての支援をしていく必要があります。

(2) 地域特性を生かし実需者のニーズに応える産地づくり

本市では、中山間地域でありながら都市近郊という立地条件もあり、みず菜や壬生菜などの施設園芸作物の生産を中心としたブランド京野菜の産地が形成されています。

また、水稻作では一般財団法人日本穀物検定協会が発表した「米の食味ランキング」において、京都丹波キヌヒカリが5段階評価で最高評価となる「特A」を平成28年産から3年連続で獲得するなど、良食味米の産地でもあります。そして畜産業も盛んで、豊かな自然環境の中、良質な畜産物の生産が行われています。

これら地域の特性を生かしながら、実需者ニーズの高いブランド京野菜や安心・安全で高品質な良食味米、特別栽培米などの付加価値の高い主食用米、酒米、飼料用米、加工用米などの需要に応じた非主食用米の生産等を推進し、産地として品質と生産量の維持拡大を図る必要があります。

さらには、今のブランド京野菜だけでなく新たな作物の発掘も必要不可欠であり、優良な産地として確立していかなければなりません。また、良食味米の産地ではありますが、一方で近年の猛暑による高温障害が懸念されており、コシヒカリやキヌヒカリだけの品種では全国各地のブランド米に対抗できないことも予想されることから、京式部や高温耐性品種の取り組みを拡大していく必要があります。

また、ユズやサンショウ・クリなど需要の高い果樹や特産林産物の生産も行われており、一部苗木の補助なども行っていることから、特産農産物としての産地化を進め





ていく必要があります。

（３）環境負荷低減農業の推進

令和４年７月１日に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（以下「みどりの食料システム法」という。）が施行され、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する認定制度の創設等の措置が講じられました。

近年、気候変動の影響や生物多様性の低下、SDGsをはじめとする環境への意識の高まりを受けて、社会全体を持続可能なものにしていくことが求められています。

農業の分野においても、持続可能な発展と食料の安定供給の確保、実需者が求める農産物の生産に向けて、国内有機質肥料への転換による化学肥料の低減や化学農薬の使用量低減など、輸入原料に過度に依存しない循環型農業の推進を図る必要があります。

また、畜産業が盛んな本市においては、昨今の肥料・飼料価格の高騰もあり、耕種農家と畜産農家とが連携し飼料作物と堆肥を循環させる耕畜連携の重要性が高まっていることから、八木バイオエコロジーセンターを中心とした耕畜連携の取り組みを益々進めていく必要があります。

（４）農業に対する理解と共感の促進

市民は、市内の農業・農地が農産物を供給するのみならず、多面的な機能を有していることについての理解と共感を深め、一人ひとりが地域農業を支える主体であることを自覚することが大切です。農業者は、生産したものを売るだけでなく、市場や消費者の求める安全な農産物を提供するとともに、食や環境に関する情報を提供するなど、消費者の理解を得ることが大切です。



目標を実現させるための基本方針と方策

目標を実現させるため、基本方針と方策を設けて施策を推進していきます。

なお、本市の農業を振興していくためには、行政や農業者はもちろんのこと、市民や関係機関など、農業に関わる多様な主体の理解と協力が必要不可欠であり、広く情報共有・連携・協力・理解を進めながら推進していきます。

基本方針 ① 「持続的・安定的な農業経営の確立」

農業振興を図るためには、専業農家の農業が「生業」として成り立つことが重要です。社会情勢の変化に対応し、国内肥料資源の活用によるコスト削減やスマート農業、新しい生産方式などの導入を進めつつ、生産・流通の改善を図り、持続的・安定的な農業経営の確立を目指します。また、南丹市の農業を支える担い手の育成や確保など、多様な人材の育成に向けた取り組みを進めます。

さらに、施設園芸作物の栽培が盛んな地域特性を生かして南丹ブランドを促進するとともに、加工・業務用の需用に対応した新たな野菜生産なども模索し、地域農業の持続的な発展を図ります。

また、小規模な農家が多い本市においては、小規模農家の営農継続が地域農業の存続に直結することから、生産意欲を高めるための取り組みを進めます。

畜産業においては、府内でも有数の飼養頭数を有しており、畜産業の盛んな地域でありながら、高齢化や輸入飼料高騰による畜産経営の圧迫などにより、畜産農家数が減少しています。関係機関が連携しながら、施設整備や担い手育成などの取り組みを進め、畜産業の経営安定を支援します。

■成果目標

指標	現況（令和 6 年度）	目標値（令和 11 年度）
認定農業者、 認定新規就農者数	135 人	145 人

方策

①担い手の確保

- ・認定新規就農者や認定農業者、集落営農組織の育成を進めるとともに、経営改善に向けた個別相談など、継続的な支援を実施します。
- ・農業用機械や園芸・畜産施設の導入・更新に必要な経費を助成し、担い手等への支援を行います。





- ・南丹市への移住・定住施策の情報を発信し、農業の担い手となる移住・定住者を増加させる取り組みを進めるとともに、新規就農希望者への就農相談に応じ、就農支援を進めます。
- ・市内にある京都府立農芸高等学校や農学系学部新設予定の明治国際医療大学などとの連携を強化し、南丹市の次世代の担い手となる人材育成を進めます。
- ・地域における農業の特性を踏まえた担い手確保や育成を進めます。
- ・女性農業経営者の能力を最大限に生かし活躍してもらえるよう環境を整え、次世代のリーダーとして農村を引っ張る女性農業者の就農を支援します。
- ・地域計画に位置付けられた、多様な担い手への農地の貸借を進めます。

②農業経営の安定化

- ・農業経営チャレンジ支援事業の「実践農場」設置による地域ぐるみの支援や新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）による関係機関で組織するサポートチームの支援を充実させ、新規就農者の農業経営の安定化を図るとともに、新規就農者らが互いに情報共有できる仕組み作りを進めます。
- ・過疎高齢化の進む生産現場へ、先駆的な AI・ICT 技術（スマート農業）を導入することにより、労働力の低減や生産性と品質・作業性の向上を図ります。
- ・経営所得安定対策などを効果的に活用し、主食用米以外の土地利用型作物の生産を進め、経営規模の拡大や収穫期分散などによる農業経営の多様化を図ります。
- ・産地交付金を活用し、水田に作付けた販売用の野菜などを支援することで、地域振興作物の生産拡大と生産意欲の向上を図ります。
- ・京都府と連携し、昨今の異常気象に対応できる営農技術の習得を支援します。
- ・効率性と安定性を向上させるため、農業経営の法人化に向けた支援を行います。
- ・流通経費を抑えるため、共同配送によるコスト低減に向けた取り組みを支援します。
- ・畜産農家の経営安定や環境改善、安心・安全な畜産物の生産を支援します。

③生産意欲向上の取り組み

- ・農産物を取り扱う直売所等の販売強化などに取り組む事業を支援し、農産物の売り上げの増加に伴う農家所得の向上を図ります。
- ・農業部局や商工・観光部局、JA など関係機関が連携し、実需者の声を共有することで実需者と生産者のマッチングによる販売促進を図ります。
- ・小規模農家であっても農業所得が得られるよう、ふるさと納税による販売方法など、新たな出口対策について支援します。
- ・新たな南丹市を代表する作物の導入に向けた支援施策の検討を行い、生産意欲の





向上を図ります。

- 鳥獣害対策として捕獲と防除の両輪を進め、野生鳥獣による農産物の被害軽減を図ることで農家の生産意欲向上を図ります。
- 近年頻発する異常気象や大型台風による農業用施設等の災害に対して、農業者の生産意欲が減退しないよう、災害復旧事業による支援を行います。

基本方針 ② 「農地保全と土地改良施設の適正管理」

南丹市農業振興地域整備計画及び地域計画に基づいて優良農地の保全に努めるとともに、農作業受委託や農地中間管理機構を通じて認定農業者など多様な担い手への農地利用集積を図り、耕作放棄地の発生防止に努め、農業的土地利用の増進を図ります。

また、ほ場整備完了後 30 年以上が経過する地区も多く、土地改良施設の老朽化による維持管理費が増大していることから、各種事業を活用し土地改良施設の長寿命化を図ります。

■成果目標

指標	現況（令和 6 年度）	目標値（令和 11 年度）
農振農用地面積	2,276.6ha	2,250ha
農地中間管理機構を通じた貸借活用率	13.7%	20%

方策

①計画的な農地の保全

- 農業振興地域の整備に関する法律に基づく南丹農業振興地域整備計画や、農地法に基づく農地転用許可制度により、優良農地の保全を図ります。
- 農業や農村が有する多面的機能が発揮されるよう、多面的機能支払交付金を活用し農地や土地改良施設を農業者以外の方を含めた地域ぐるみで保全管理する、共同活動を推進します。
- 中山間地域等直接支払交付金を活用し、条件不利地における農地の適正管理を進め、地域の農地保全を推進します。
- 農業生産力の回復や美しい農村景観を保全していくため、耕作放棄地の発生防止に向けた取り組みを推進します。





②担い手への農地の集積

- ・地域のひとと農地の課題を解決するため、話し合いにより作成された地域計画の実現に向けて、認定農業者や多様な担い手への農地集積を進めます。
- ・地域計画における貸付を希望する農地について、担い手等へ情報提供し、農地の集積を進めます。
- ・集落での地域計画の実現に向けた取り組みを進める中で、高齢化等によりリタイアする農業者から新規就農者や担い手へのスムーズな移行を進める。
- ・農地中間管理事業を活用した農地の集積や集約化を進めます。

③土地改良施設の適正管理

- ・土地改良施設の改良・更新・修繕を支援し、維持管理等に係る作業の効率化を図ります。
- ・老朽化が進む土地改良施設の計画的な維持管理を進めることにより、施設の長寿命化を図ります。
- ・ため池の状況把握に努めるとともに、施設の長寿命化を図ります。

④有害鳥獣への対策

- ・有害鳥獣の捕獲事業を実施し、捕獲圧を高め被害を低減させるために計画的な捕獲を進めます。
- ・有害鳥獣防除施設の設置支援を行うとともに、防除や捕獲のための相談・指導を進めます。

基本方針 ③ 「実需者のニーズに応える産地力の強化」

本市は、ブランド京野菜の産地であるとともに、米の食味ランキングで「特A」を獲得したこともある良食味米の産地でもあります。寒暖差などの気候的な条件や美しい水などの自然条件を生かして、高品質な農産物の産地として高付加価値な農産物生産による農家所得の向上と、実需者ニーズに応えるための産地力を向上させる取り組みを進めます。

また、本市の優れた自然環境を生かして生産される畜産物も評価が高く、牛乳、牛肉、豚肉、卵など実需者から求められる畜産物の生産振興を図ります。

■成果目標

指標	現況（令和6年度）	目標値（令和11年度）
ブランド京野菜作付面積	102.5ha	110ha
堆肥・液肥の利用量	7,776t/年	10,000t/年





方策

①収益性の高い農業の推進

- ・ブランド力のある京野菜の生産や寒暖差のある自然条件を生かした生産による、良質な農産物の産地としてPRを進めるとともに、生産面積の拡大を進めます。
- ・良食味米の産地として、生産技術を向上・継承する取り組みと進めるとともに、消費者に選ばれる農産物を目指します。
- ・主食用米をはじめ、地元食品業者と結びついた京の輝きや黒大豆、小豆、小麦など需要のある品目を推進し、所得の向上を目指します。
- ・需要の高いユズやサンショウ・クリなどの果樹や特用林産物の生産拡大を図り、農家所得と南丹市のブランド力向上を目指します。
- ・6次産業化等の多様な仕組みを検証し、農産物の付加価値を高め、農家所得の向上を目指します。

②地域に根付いた農産物の振興

- ・地域毎に設けた推進品目の生産拡大を進め、需要のある農産物の生産量確保や農家の技術向上を目指します。
- 【園部町】主食用米、小豆、白大豆、黒大豆、小麦、京の輝き、伏見とうがらし、紫ずきん、春菊
- 【八木町】主食用米、白大豆、WCS用稲、小麦、小豆、みず菜、九条ねぎ、黒大豆、京の輝き
- 【日吉町】主食用米、黒大豆、白大豆、壬生菜、九条ねぎ、万願寺とうがらし
- 【美山町】主食用米、酒造好適米、飼料用米、そば、九条ねぎ、WCS用稲、白大豆

③環境負荷低減農業の推進

- ・「環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進に関する法律」（以下、「みどりの食料システム法」という。）が施行され、農業分野における環境負荷の低減が求められていることから、国内有機質肥料への転換による化学肥料の低減や化学農薬の使用量を低減する農業を進めます。
- ・「みどりの食料システム戦略」の目標達成のため、「みどりの食料システム法」に基づき、環境負荷低減事業活動に取り組む事業者を認定する「京都府みどり認定」の申請を支援します。
- ・南丹市八木バイオエコロジーセンターの機能強化を図り、良質な堆肥や液肥を製造し、化学肥料に代わる国内有機肥料として利用拡大を図ります。



- 
- ・飼料用米や WCS 用稲などの生産振興を図り、耕種農家と畜産農家の耕畜連携を進めます。

④主食用米以外の需要の高い農産物の生産拡大

- ・実需者から安定供給が望まれている飼料用米や加工用米、黒大豆、小麦等の生産拡大を推進します。

基本方針 ④ 「農業振興のためのネットワーク強化」

本市の農業振興を図るために、本市の農政担当課や農業委員会、JA、府の農政関係部局、農業関係団体や地域の各種協議会などの連携強化を図ります。

また、消費者団体や教育機関、流通関連事業者、研究機関などとの連携を図りながら、農を取り巻くさまざまな主体を取り込んだネットワークの構築を実行します。

方策

①関係機関との連携の強化

- ・農業を取り巻く環境の中には、農業者や市民、行政、JA、各種協議会、消費者団体、教育機関、小売事業者、食品加工業者などが密接に関わり合っていることから、それぞれとの連携を強化し、農業振興を進めていきます。
- ・南丹市農業振興推進協議会や南丹市地域農業再生協議会、南丹市農業技術者会を運営し、農業施策の審議や協議、情報交換などを進めます。

②市民への農業情報の発信

- ・市ホームページやSNS などを使い、農業施策や八木バイオエコロジーセンターの液肥や堆肥、機能強化の取り組みなど、農業に関連する情報を市民に提供します。



参考

主な事業や制度（令和6年度時点）（㊦：国事業、㊧：府事業、㊨：市事業）

基本方針 1 持続的・安定的な農業経営の確立

①担い手の確保	
事業・制度名	内容
農業経営チャレンジ支援事業㊦	新しく就農を希望される方を対象に、技術習得から就農までを一貫して支援する実践的な研修の場として、「実践農場」を整備
新規就農研修資金償還事業㊦ ※新規採択なし	資金を借り受けて就農研修を行った新規就農者の償還費用を支援
農業次世代人材投資事業㊦ ※新規採択なし	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（準備型（2年以内））および就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型（5年以内））を交付
新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）㊦	青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修を後押しする資金（就農準備資金（2年以内））および就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始資金（3年以内））を交付
雇用就農資金㊦	雇用就農者の確保・育成を推進するため、就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を交付
認定農業者制度	農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じる
青年等就農計画制度	18歳以上45歳未満の青年や新たに法人を営む者が青年等就農計画を作成し、市町村が認定するもので、認定を受けた農業者に対して重点的に支援を講じる
利子助成事業㊦㊨	農業経営基盤強化資金や原油価格等高騰緊急特別融資対策資金などの融資制度活用に対する利子助成



事業・制度名	内容
南丹市がんばる農業応援事業⑩	中山間地域で経営規模が小さいなど、条件不利な本市の農業経営において、経営農家の減少や高齢化、後継者不在などの問題が深刻化しており、次世代に農地・農業を継承する環境整備が急務であることから、地域農業の担い手などの機械導入を支援
南丹市パイプハウス整備事業⑩⑪	京野菜等の園芸生産者の担い手確保と生産力回復を目指すため、パイプハウスの新設や補強、ビニール張替えなどを支援
京の水田農業総合対策事業⑩	米や小豆、黒大豆、白大豆、小麦、そばなどの生産拡大や品質向上、低コスト生産を図るため、機械導入などを支援
生産・流通改善条件整備事業⑩	京野菜等の生産・流通の合理化や低コスト化に必要な機械、施設の整備等を図る
強い農業づくり総合支援交付金⑩	生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援するため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設等の整備を支援
畜産クラスター事業⑩	畜産クラスター計画を推進するため、必要な施設整備や機械導入を支援
産地生産基盤パワーアップ事業⑩	収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援
農林水産業ジョブカフェ⑩	農林漁業の仕事に就きたい方や田舎暮らしのために農山村に移住を考えている方への情報提供や相談対応
南丹市定住促進サポートセンター⑩	定住促進に関する情報収集と情報発信により、南丹市外からの移住や起業といったさまざまなニーズとのマッチングを行う



②農業経営の安定化

事業・制度名	内容
スマート農林水産業実装チャレンジ事業 [㊦]	生産現場の過疎高齢化に伴う生産力低下に対応するため、AI・ICTを活用したスマート技術の導入を支援
京の水田農業総合対策事業 [㊦]	米や小豆、黒大豆、白大豆、小麦、そばなどの生産拡大や品質向上、低コスト生産を図るため、機械導入などを支援
経営所得安定対策 [㊦]	食料自給率・自給力の向上を図るため、水田を活用して麦や大豆、加工用米、飼料用米などの戦略作物の生産を行う販売農家に対して直接支払交付金を交付
野菜価格安定対策事業 [㊦]	ブランド京野菜の価格安定のため、京都府・市・JA・生産者が積み立てた資金を野菜の粗収益が著しく低落した場合に生産者に補給金として交付
家畜法定伝染病予防対策助成事業 [㊦]	予防接種の経費を支援
遠距離家畜診療助成事業 [㊦]	25km以上の遠距離農家の家畜診療費に対する助成

③生産意欲向上の取り組み

事業・制度名	内容
「食の京都 TABLE」整備支援事業 [㊦]	「食の京都 TABLE」として府内産農林産物の取扱量の増大を目指すため、地域の「食」が味わえるイートイン設備や加工販売施設等の整備を行う
野生鳥獣被害総合対策事業	南丹市猟友会と委託契約を締結し、銃器およびわなによる有害鳥獣駆除を実施
南丹市鳥獣被害対策実施隊	南丹市猟友会員の中で隊員を選出し、緊急時等に捕獲や追い払いなどを行う
アライグマ捕獲檻貸し出し制度	特定外来生物に指定されているアライグマの被害を防止するため、市民に檻の貸し出しを行う
南丹地域広域有害鳥獣捕獲事業	市町境などの駆除が実施しづらい地域で、銃器による捕獲を近隣市町と協力して行う
南丹市狩猟免許等取得事業補助金 [㊦]	新規での狩猟免許取得に掛った経費について、要件を満たすものに対して補助を行う
南丹市有害鳥獣防除施設設置事業補助金 [㊦] [㊦] [㊦]	新規で設置する電気柵や金網フェンス等の設置に係る資材費および設置費に対する補助





事業・制度名	内容
土地改良助成事業⑩	農地や農業用排水路、農道、揚水機などの改良や補修を行う費用を助成
土地改良施設災害復旧事業⑪	一定規模以上の災害が発生した際、農地や農業用排水路、農道、揚水機などの災害復旧を行う

基本方針 2 農地保全と土地改良施設の適正管理

①計画的な農地の保全	
事業・制度名	内容
農業振興地域制度	自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずること、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする
農地転用許可制度	優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めない
多面的機能支払交付金⑫	農村や農業の多面的機能を維持するため、共同で行う農地維持活動や地域資源の向上活動、施設の長寿命化活動を支援する制度
中山間地域等直接支払交付金⑬	条件不利な中山間地域への支援として、集落内で協定を締結し、農地の保全活動に取り組まれた団体への交付金制度
②担い手への農地の集積	
事業・制度名	内容
地域計画	地域農業を維持するために、誰が・どこの農地で・どんな作物を・どのように栽培するのか、これから先の地域の農業の姿を、地域の人々で話し合い、地域の人々で作り上げていく将来計画
農地中間管理事業⑭	農地中間管理機構を通じて、耕作を継続できない農地を借り受けた担い手に集約する仕組みで、地域集積協力金などがある



③土地改良施設の適正管理	
事業・制度名	内容
土地改良助成事業⑩	農地や農業用排水路、農道、揚水機などの改良や補修を行う費用を助成
農道舗装助成事業⑩	農道の舗装を行う費用を助成
土地改良施設維持管理適正化事業⑩	適正化事業に加入し、向こう５年の間に整備補修を行うために必要な経費の一部（事業費の３０％）を５年間均等に積み立て、施設の整備補修を行う
ため池等整備事業⑩	老朽化したため池の改修や補強等の工事を行い、ため池の決壊等による農用地、農業用施設の災害を未然に防止し国土保全を図る
多面的機能支払交付金⑩	農村や農業の多面的機能を維持するため、共同で行う農地維持活動や地域資源の向上活動、施設の長寿命化活動を支援する制度
④有害鳥獣への対策	
事業・制度名	内容
野生鳥獣被害総合対策事業	南丹市猟友会と委託契約を締結し、銃器およびわなによる有害鳥獣駆除を実施
南丹市鳥獣被害対策実施隊	南丹市猟友会員の中で隊員を選出し、緊急時等に捕獲や追い払いなどを行う
アライグマ捕獲檻貸し出し制度	特定外来生物に指定されているアライグマの被害を防止するため、市民に檻の貸し出しを行う
南丹地域広域有害鳥獣捕獲事業	市町境などの駆除が実施しづらい地域で、銃器による捕獲を近隣市町と協力して行う
南丹市狩猟免許等取得事業補助金⑩	新規で狩猟免許取得に掛った経費について、要件を満たすものに対して補助を行う
南丹市有害鳥獣防除施設設置事業補助金⑩⑪⑫	新規で設置する電気柵や金網フェンス等の設置に係る資材費および設置費に対する補助



基本方針 3 実需者のニーズに応える産地力の強化

①収益性の高い農業の推進	
事業・制度名	内容
「食の京都 TABLE」整備支援事業⑤	「食の京都 TABLE」として府内産農林産物の取扱量の増大を目指すため、地域の「食」が味わえるイートイン設備や加工販売施設等の整備を行う。
強い農業づくり総合支援交付金⑤	生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援するため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設等の整備を支援
京都丹波米良食味推進協会	生産技術情報の発信やおいしいお米コンテストの開催等により、京都丹波米の食味向上に取り組む
②地域に根付いた農産物の振興	
事業・制度名	内容
経営所得安定対策⑤	食料自給率・自給力の向上を図るため、水田を活用して麦や大豆、加工用米、飼料用米などの戦略作物の生産を行う販売農家に対して直接支払交付金を交付
③環境不可低減農業の推進	
事業・制度名	内容
京都府みどり認定	「みどりの食料システム戦略」の目標達成のため、「環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進に関する法律」に基づき、環境負荷低減事業活動に取り組む事業者を認定する制度
土づくり事業⑤	特別栽培米や麦、白大豆、そば、ブランド京野菜などの生産農家が、堆肥や液肥を散布した場合の支援
環境保全型農業直接支払交付金⑤	化学肥料及び化学合成農薬の施用を京都府の慣行レベルから5割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する支援
④主食用米以外の需要の高い農産物の生産拡大	
事業・制度名	内容
経営所得安定対策⑤	食料自給率・自給力の向上を図るため、水田を活用して麦や大豆、加工用米、飼料用米などの戦略作物の生産を行う販売農家に対して直接支払交付金を交付



基本方針 4 農業振興のためのネットワーク強化

①関係機関との連携の強化	
事業・制度名	内容
南丹市農業振興推進協議会	自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興及び条件整備を図るため、必要な施策について審議する
南丹市地域農業再生協議会	経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給情報の提供、地域農業の振興を目的とする
南丹市農業技術者会議	南丹市における農業関係機関及び団体相互の連絡調整を図り、南丹市の農業振興に寄与することを目的とする
②市民への農業情報の発信	
事業・制度名	内容
南丹市農業振興推進協議会	自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興及び条件整備を図るため、必要な施策について審議する
南丹市地域農業再生協議会	経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給情報の提供、地域農業の振興を目的とする
南丹市ホームページや広報誌、SNS	南丹市が有する広報媒体を活用し、市民への農業に関する情報提供を進める

